

第 1 章 地域福祉計画の概要

1. 計画策定の経緯と趣旨

岐阜市は、社会福祉法第 107 条の地域福祉計画及び福祉等の行政分野において協働のまちづくりを推進するための計画として、第 1 期地域福祉計画（平成 16 年 4 月～平成 21 年 3 月）及び第 2 期地域福祉計画（平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月）を実施してきました。

一方、岐阜市社会福祉協議会（以下：「市社協」と書きます）においては、地域福祉計画の理念、基本方針を踏まえ、民間相互の協働を推進していくことを目的として、平成 17 年 4 月から平成 22 年 3 月に第 1 次地域福祉活動計画が実施され、続く 5 年間（平成 22 年 4 月～平成 27 年 3 月）を計画期間として、第 2 次地域福祉活動計画が実施されているところです。

第 2 期地域福祉計画及び第 2 次地域福祉活動計画においては、身近な地域（隣近所等）における支えあい活動の立ち上げ等を図ることを目的とする補助事業や人材育成事業、組織基盤づくり事業等を重点施策としてきました。その成果として、一部地域やボランティア団体において、市民相互に見守り・助け合い活動が実践されるようになってきました。今後、市と市社協は、これらを先駆的・モデル的な成果としながら、さらにより多くの地域において活動が立ち上がり、また、個々の活動内容もさらに充実したものへと発展していくよう連携協力の下、より効果的な施策を実施していく必要があります。

こうしたことから市と市社協は、平成 24 年度に各計画の推進委員会での審議を経て、現行計画を継承する第 3 期地域福祉計画及び第 3 次地域福祉活動計画を一体的に策定することとしました。新たな計画は、現行の第 2 次地域福祉活動計画が終了する平成 26 年度末に策定することとし、平成 25 年度から、市・市社協は合同で有識者をメンバーとする地域福祉推進委員会と市・市社協の両職員からなる地域福祉連絡会議を設置し、必要な調整や課題整理を進めているところです。

本計画は、現行の市の計画である第 2 期地域福祉計画（平成 21 年 4 月～平成 26 年 3 月）が終了し、新たな計画を策定する平成 27 年 3 月までの「つなぎ」の期間となる平成 26 年度において、市が実施すべき事業及び新たな計画策定へ向けた検討課題を定めるものです。

※社会福祉法抜粋

（市町村地域福祉計画）

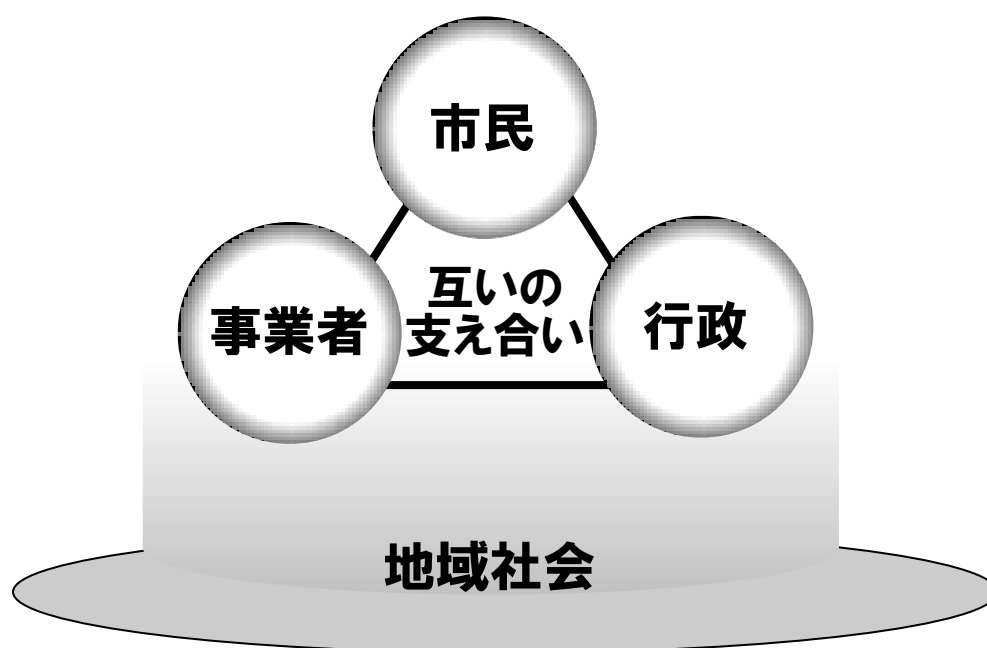
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2. 計画の基本理念

社会福祉法第4条を踏まえ、第1期計画（平成16年4月～平成21年3月）及び、第2期計画（平成21年4月～平成26年3月）において基本理念として定めていた「誰もが心豊かに安心して暮らせる地域福祉の創造」を、本計画においても継承することとします。

誰もが心豊かに安心して暮らせる地域社会の創造



※社会福祉法抜粋

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3. 計画の基本目標

第1期計画（平成16年4月～平成21年3月）及び、第2期計画（平成21年4月～平成26年3月）の下記の基本目標を本計画においても継承することとします。

（1）市民活動やボランティア活動の活性化

市民活動やボランティア活動の育成や活動の支援など、住民の自主的な活動を広げていくための支援や仕組みづくりにより、住民が生きがいを持って社会参加できる地域づくりを推進します。

また、市民活動やボランティア活動を推進していくための人材づくりを推進します。

（2）助け合いによる住みよい地域の創造

子育てや介護の社会化、高齢者や障がい者の地域での暮らしへの援助など、人とのつながりを大切にした地域づくりを推進します。

また、地域における交流や福祉教育を促進するとともに、災害時などの緊急時の対応など、お互いに助け合うことができる地域社会をめざします。

（3）福祉のまちづくりの推進

誰もが気軽に外出でき、ふれあいの機会をつくり出すことにより、社会参加が実現されるまちづくりをめざします。

また、社会参加しようとしたときに物や心のバリア（障壁）を感じないための支援や福祉サービスを受けやすい環境づくりをめざします。

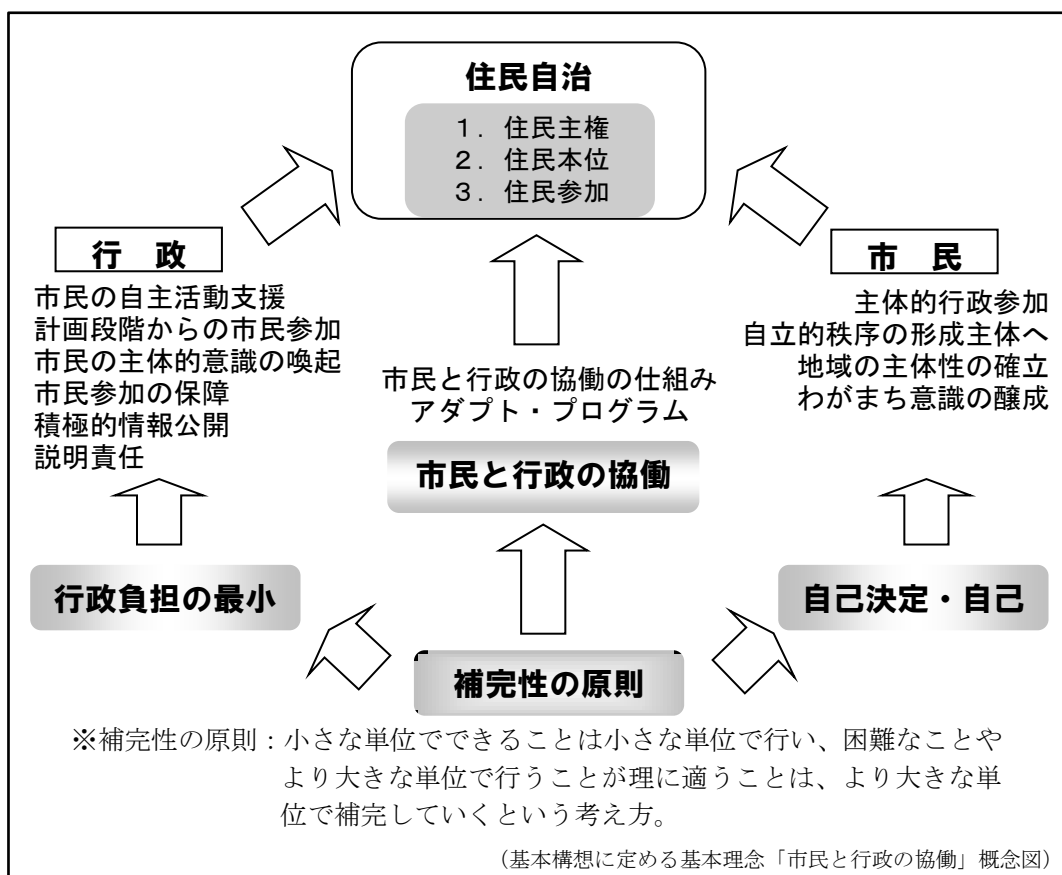
（4）地域福祉の推進のための仕組みづくり

住民同士の交流や福祉に関する情報交流など、地域福祉を推進していく上での住民の意識づくりや住民の活動の拠点やバリアフリーなどの環境づくり、地域福祉の活動を推進していくための支援や取り組みのための仕組みづくりを推進します。

4. 計画の位置付け

(1) 岐阜市総合計画における位置付け

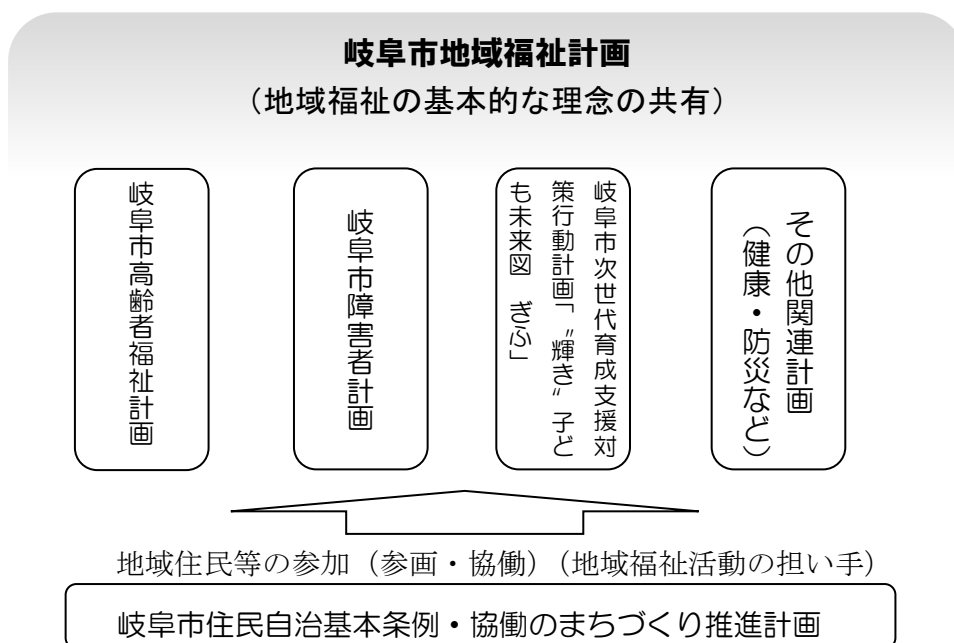
本計画は、基本構想（平成 15 年 12 月議決）に定める基本理念「市民と行政の協働」に基づいて、将来都市像「安心して暮らせる都市」を実現するための福祉分野における施策を定めるものです。



(2) 他の福祉計画及び市社協が定める地域福祉活動計画との関係

① 他の福祉計画との関係

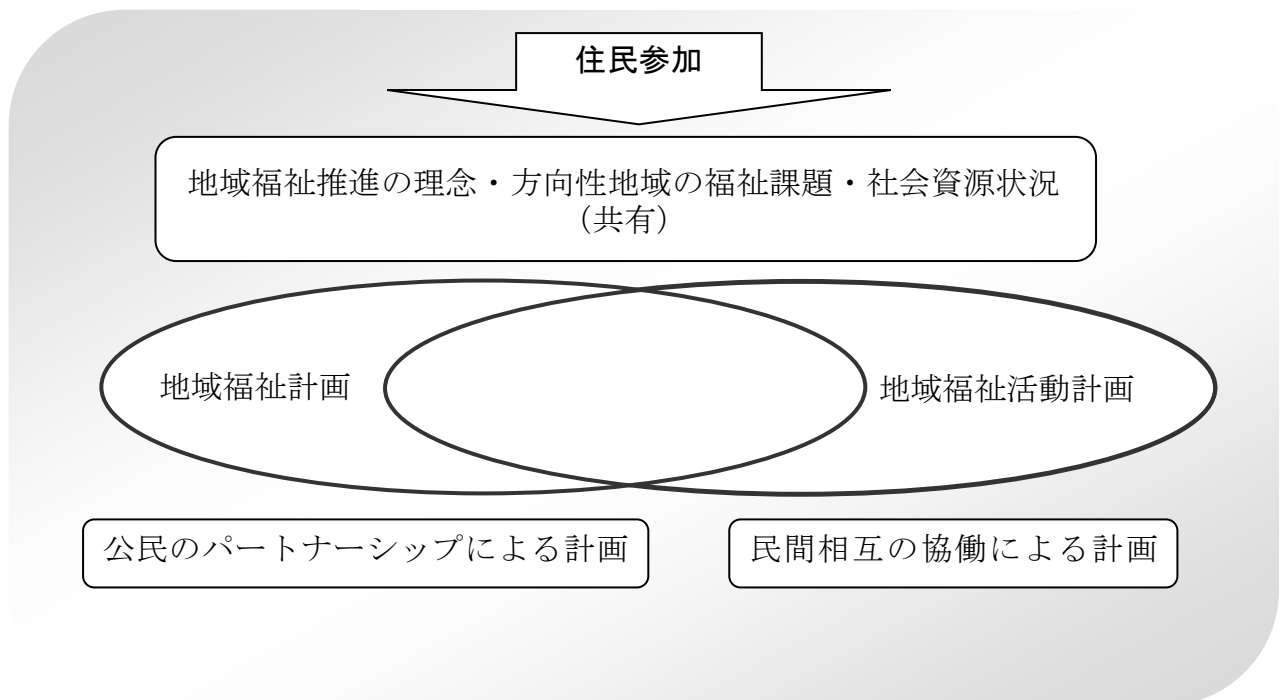
本計画は、本市の福祉行政を推進するための基本計画として、また、岐阜市住民自治基本条例に基づいて定められる「協働のまちづくり推進計画」に基づいて実施する福祉分野の施策を定めるものです。



② 市社協が定める地域福祉活動計画との関係

本計画は、市社協が社会福祉法第 109 条に定める「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、民間相互の協働により地域福祉活動を推進するために定める「地域福祉活動計画」と対をなす福祉行政の施策を定めるものです。

<地域福祉活動計画との関係>



※社会福祉法抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業